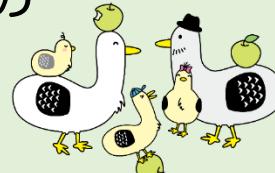


最大

100万円 支給！

これから親元に近居・同居する子育て世帯の
住宅取得（新築・中古）を応援します！

子育て世帯が市内に住む親世帯と近居又は同居するために
市内に住宅を取得する際の費用の一部を、予算の範囲内において補助します。



補助金額

近居なら
(2Km以内) 50万円

同居なら 75万円

+

市外から転入
25万円
加算

さらに住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利から
当初10年間、年0.25%引き下げ



手続きの流れ



事前相談書提出

契約前に
提出を！

住宅取得契約

新居入居

交付申請書提出

住宅取得後
1年以内に！

補助金取得



問い合わせ先

松戸市 街づくり部 住宅政策課（新館8階）



☎047-366-7366（直通）

✉mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp

▶詳細は
ホームページを
ご覧ください。



▶▶▶ 詳しくは

松戸市 三世代補助金

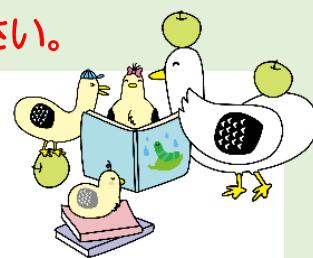
検索

松戸市では、子育て世代に選ばれる魅力的なまちづくりを進めるために、親元に住まいを取得する子育て世帯を支援します。親が育児や子育てのサポートをすることにより、不安や負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境をつくります。

住宅の取得に係る契約は、事前相談書類の提出後に行ってください。

主な要件

●…対象者要件 ★…住宅要件



- 中学生以下の子どもがいる子育て世帯であること。（出産予定を含む）
- 親世帯が市内に1年以上継続して居住していること。
- 子育て世帯及び親世帯が、市税を滞納していないこと。
- 補助金を受けた子育て世帯が、近居または同居を10年以上継続すること。
- ★自己で居住するために取得する戸建て住宅またはマンションであること。（中古も可）
- ★近居の場合は、親世帯と直線で2km以内の住宅であること。
- ★建築基準法その他関係法令を満たし、新耐震基準に適合した建物であること。
- ★住戸面積が次の基準を満たすこと。

（戸建て住宅については延べ床面積を、分譲マンション等については専有面積を表す。）

住宅の種類	近居	同居
戸建て住宅	95m ² 以上	120m ² 以上
	ひとり親家庭の場合に限る。	75m ² 以上 95m ² 以上
分譲マンション等	70m ² 以上	90m ² 以上
	ひとり親家庭の場合に限る。	55m ² 以上 70m ² 以上

※既に住宅の取得等を行い近居または同居している場合は対象外とする。

※同居の場合は、子育て世帯の持分が1/2以上かつ親世帯と屋内で行き来ができること。

申請方法

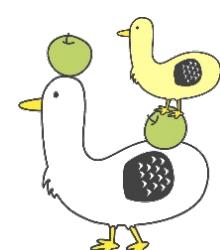
- 事前相談書に必要書類を添えて住宅政策課へ直接提出してください。（郵送不可）
- 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。



※本補助金は国費が充当されているため、補助対象が重複する国費を活用した補助制度との併用ができない場合があります。

事前相談書類

- 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助事前相談書（第1号様式）
 - アンケート
 - 子育て世帯及び親世帯全員の住民票（松戸市在住者のみ省略可能）
※本籍・続柄が記載されているかつ発行日から3か月以内のもの
 - 子育て世帯の戸籍全部事項証明書
※発行日から3か月以内のもの
 - 親元に近居または同居をする住宅の位置図（2住宅間の距離がわかるもの）
 - 住宅の平面図及び住宅の専有面積又は延べ床面積が確認できるもの
 - 工程表（建物竣工予定日が分かるもの）
 - 住宅取得に係る見積書の写し（資金計画書等も可）
 - その他市長が必要と認める書類（母子手帳、賃貸契約書等が必要となる場合があります）
- ※当日は印鑑をお持ちください。
※上記書類は正・副各1部（副はコピー可）提出してください。



【フラット35】申請書類

- 【フラット35】地域連携型利用申請書

※上記書類は【フラット35】地域連携型の利用者のみ提出してください。